

TOTONOA 利用規約

TOTONOA 水戸千波店（以下、当施設といいます）のご利用に際し、下記の事項を厳守されますようお願い・ご協力をお願い申し上げます。

第1条（運営管理）

当施設の運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の収受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は 株式会社ととのあが行います。

第2条（目的）

当施設は、会員に対し健康増進、運動習慣の定着、リラクゼーション及びウェルネス環境を提供することを目的とします。

第3条（入会資格）

当施設は会員制とし、入会できる方は各要件を満たし、当施設の趣旨に賛同し本規約を承諾した方とします。

また、当施設をご利用いただけるのは、医師から運動や温熱利用、その他当施設内にあるサービスの利用を禁じられていない方とします。

刺青、タトゥー及びこれに類するものが入っている方、暴力団構成員、会員の円滑な利用に支障を来す可能性がある方、その他当施設が不適当と認める方は、入会資格がありません。また、入会後であってもこれらの事象が判明した時点で退会していただきます。

第4条（入会手続き）

当施設に入会する方は所定の入会手続きを行い、当施設の承認を得た上、定める会費・入会諸費用をお支払いいただきます。また、必要により医師の健康証明書の提出を求めることがあります。

入会する本人が未成年者の場合は、本人と保護者の連名で申込み手続きをとらなければなりません。

この場合保護者は、自ら会員になった場合と同様に本規約に基づく責任を本人と連帯して負担するものとします。

尚、会員は、当施設の定める入会金を、所定の方法で当施設に支払わなければなりません。

当該入会金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会金は返還しません。

（キャンペーン等で免除の場合を除く）

第5条（会員情報および会員証等の管理）

会員は当社規定のシステム上で会員登録を行い、それをもってして入会となります。

会員情報、入退館 QR コード等を自己の責任において管理するものとします。

また会員資格の第三者への貸与、譲渡、共有は禁止します。

第6条（会員資格失効）

当施設は、会員が次の各号の一つに該当すると認めた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 当施設の定める会費・諸費用につき、2ヶ月以上滞納したとき。（除名の場合も除名以前の会費・諸費用は全て納入していただきます）
2. 当施設の施設・機材を故意に毀損したとき。
3. 本規約、その他施設が定める規則に違反したとき。

4. 当施設の名誉や信用を毀損、または秩序を乱したとき。
5. 入会書類に虚偽を記載したことが判明したとき。
6. 会員として品位を損なうと認められる非行があったとき。
7. 伝染病等他人に伝染・感染するおそれのある疾病に罹患したとき。
8. 当施設の合理的な指示・指導に従わないとき。
9. その他当施設が、社会通念に照らし、当施設会員としてふさわしくないと認めたとき。

第7条（料金）

会員は、当施設の定める会費等を所定の方法で支払わなければなりません。会費等の種類、金額、支払期限及び支払方法等は当施設が定めるものとします。（月会費は、会員が当施設の会員資格を有する限り、現実に当施設の施設を利用しない場合も支払い義務が発生します）
また当社は必要に応じて料金体系を変更できるものとします。
料金改定を行う場合は事前に会員へ通知します。

第8条（休会）

会員は、各月の10日（10日が土日祝日の場合その前日）までに当施設に所定の休会届を提出することにより、翌月から休会することができます。当施設の事務手続き上、10日を過ぎた場合は翌々月扱いになります。

一回の届出による休会期間は1ヶ月から3ヶ月間までとし、休会費は1,650円（税込）/月 とします。

第9条（プラン変更）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当施設に所定の変更届を提出することにより、翌月から会員種別を変更することができます。10日を過ぎた場合は、当施設の事務手続き上、翌々月扱いになります。

会員種別を変更する場合、変更事務手数料として1,100円（税込）がかかるものとします。

第10条（退会）

会員は、各月の10日（10日が休館日の場合翌営業日）までに当施設に所定の退会届を提出することにより、その翌月末をもって退会することができます。電話、メール等による退会申請は受け付けません。

10日を過ぎた場合は、当施設の事務手続き上、翌々月末日扱いになります。

なお、当施設が退会届を受領しない限り会費支払義務は発生するものとします。

また違約金がある場合はその支払いを完了することにより退会を認めるものとし、その支払いがなされない場合は退会が認められず、本利用契約が継続となります。

退会に伴い、会員が一定期間在籍を条件としたキャンペーン等に基づき入会した場合、その在籍期間の期限前に退会をする場合、違約金として33,000円（税込）を払うものとします。

第11条（利用時間）

当施設は、原則として24時間年中無休営業となりますが、諸施設の補修、施設整備、その他当施設の都合により休業することがあります。

なお、休業に関してのお知らせは原則として2週間前までに館内掲示します。ただし、施設安全管理の面から緊急工事が必要な場合など緊急の事態が発生した場合には、あらかじめ掲示することなく一部または全部の施設を休業することができるものとします。

第12条（臨時休業）

当施設は、次の事由により当施設の一部または全部を閉鎖または臨時休業することができます。

1. 台風その他異常気象、風水火災害、地震、近隣の事故等で当施設の業務遂行に支障があるとき。
2. 施設の改造または補修工事実施のとき。
3. 法令の制度改廃、行政指導、社会情勢、経済状況の著しい変化があったとき。
4. 施設の使用権限が消滅する等運営に影響が生ずる事情が発生したとき。
5. その他閉鎖または臨時休業の必要があると認められるとき。

第13条（防犯）

当施設では安全管理および防犯を目的として防犯カメラによる録画をおこなっております。

録画した内容は会員およびスタッフの安全管理以外に利用することはありません。

会員は施設利用にあたり、防犯カメラによる撮影に同意するものとします。

第14条（免責）

1. 会員は、自己の責任と危険負担において、他の会員と協調して、当施設の施設を利用するものとします。
2. 当施設は、会員が当施設の施設利用中に生じた盗難、怪我その他の事故について、当施設の責めに帰すべき事由がない限り、責任を負いません。会員同士の当施設内外でのトラブル、駐車場での事故・トラブルについても同様とします。
3. 会員は、当施設において、技量を超えた行為及び危険行為は行ってはならないものとします。
また、当施設の事前の書面による承諾なしに、対価を得て他の利用者に対する指導行為を行ってはならないものとします。
4. 天災、火災、停電、設備故障、通信障害その他当社の責めに帰することのできない事由による損害について、当社は責任を負いません。

第15条（禁止事項）

1. 会員資格の貸与または譲渡
2. 無断で第三者を施設内へ入場させる行為
3. 営業活動、勧誘行為または宗教活動
4. 他の利用者への迷惑行為、暴言、威嚇行為、その他不快感を与える行動
5. 飲酒後の利用
6. 喫煙
7. 危険物の持ち込み
8. 器物破損
9. 当施設内での無断撮影、録音、録画
10. 法令または公序良俗に反する行為
11. その他当社が不適切と判断する行為

第16条（予約）

会員は当社が指定する方法により予約を行うものとします。

予約方法、予約可能数、利用時間の制限、その他の運用ルールは別途定めるものとします。

第17条（規約の改定）

本クラブは、本規約の改定及び変更、及び本規約に基づいて会員が負担すべき諸費用を、社会情勢・経済状況の変動等を参考にして改定することができます。この場合、当施設は改定日の1ヶ月以上前までに施設内への掲示及び当社ホームページにて会員に告知するものとします。

本規約は2026年8月1日より施行します。

株式会社ととのあ
代表取締役 田中 博希